

令和3年7月9日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会資料

(令和3年7月9日付託分)

産業労働局

令和3年度7月補正予算
-------------

I 令和3年度7月補正予算総括表【産業労働局関係】	.....	1
II 令和3年度7月補正予算の内容【産業労働局関係】	.....	2

(注) 数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

# I 令和3年度7月補正予算総括表【産業労働局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 7月補正 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	—	—	—	—	
(項)労政費	4,742,690	—	4,742,690	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	280,149,478	93,746,040	373,895,518	87,755,170	—	—	5,990,870	
(項)商工総務費	253,953,782	93,746,040	347,699,822	87,755,170	—	—	5,990,870	感染症拡大防止協力金 事業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	20,838,246	—	20,838,246	—	—	—	—	
小 計	288,038,897	93,746,040	381,784,937	87,755,170	—	—	5,990,870	
用途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	288,038,897	93,746,040	381,784,937	87,755,170	—	—	5,990,870	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

(一般会計+特別会計)

産業労働局 ・労働委員会合計	290,872,776	93,746,040	384,618,816					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

## Ⅱ 令和3年度7月補正予算の内容【産業労働局関係】

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

（飲食店等向け・第13弾／大規模施設等に対する協力金・第4弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

#### 感染症拡大防止協力金事業費

##### (1) 目的

まん延防止等重点措置を実施すべき期間が、令和3年8月22日まで延長されたことに伴う、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

##### (2) 内容

###### ア 飲食店等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市）においては、5時から20時までの時間短縮営業、その他地域においては、5時から21時までの時間短縮営業を行う飲食店等に売上高等に応じた協力金を交付する。

###### イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市）において、5時から20時又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

(3) 予算額 93,746,040千円

# 7月12日以降の 本県の対応について

(第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

## 措置区域について

## 現在の措置区域と期間

○ 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日～7月11日)

○ 厚木市、座間市(4月28日～7月11日)

○ 小田原市(6月1日～7月11日)

### 【措置期間終了区域】

○ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町(6月20日まで)



## 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数  
(4月8日～14日)

保健所別新規感染者数  
(4月16日～22日)

保健所別新規感染者数  
(4月28日～5月4日)

保健所別新規感染者数  
(5月18日～5月24日)

保健所別新規感染者数  
(6月11日～6月17日)

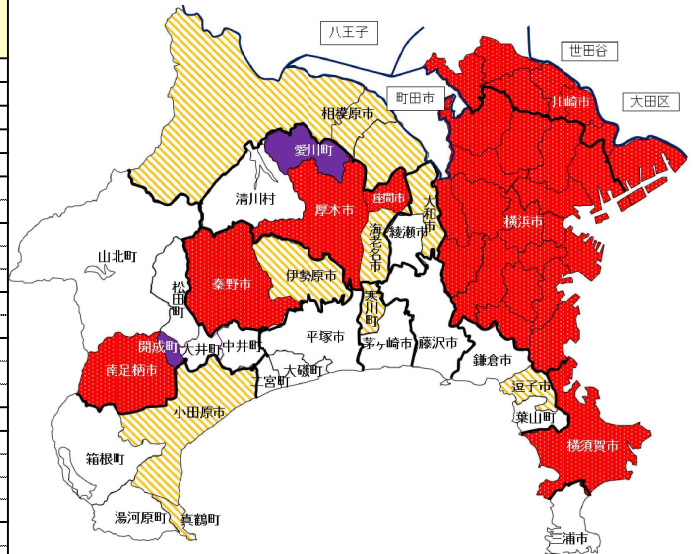
保健所別新規感染者数  
(6月30日～7月6日)

保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)	保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)	保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)	保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)	保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)	保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(過合計)
横浜	422	11.23	横浜	623	16.57	横浜	666	17.72	横浜	764	20.33	横浜	507	13.49	横浜	611	16.26
川崎	276	17.93	川崎	411	26.69	川崎	399	25.92	川崎	495	28.26	川崎	285	18.51	川崎	285	18.51
相模原	81	11.20	相模原	95	13.13	相模原	77	10.65	相模原	93	12.86	相模原	86	11.90	相模原	106	14.66
横須賀	22	5.64	横須賀	33	8.43	横須賀	55	14.09	横須賀	52	13.32	横須賀	45	11.53	横須賀	67	17.17
藤沢	37	8.47	藤沢	45	10.31	藤沢	59	13.51	藤沢	44	10.07	藤沢	25	5.72	藤沢	41	9.39
茅ヶ崎管内	24	8.25	茅ヶ崎管内	34	11.69	茅ヶ崎管内	42	14.44	茅ヶ崎管内	53	18.22	茅ヶ崎管内	23	7.91	茅ヶ崎管内	15	5.16
圏域	206	9.91	圏域	304	14.63	圏域	271	13.04	圏域	332	15.98	圏域	225	10.83	圏域	254	12.22
(平塚管内)	31	5.32	(平塚管内)	50	8.53	(平塚管内)	60	9.61	(平塚管内)	111	19.05	(平塚管内)	45	7.72	(平塚管内)	73	12.53
(鎌倉管内)	32	10.55	(鎌倉管内)	57	18.81	(鎌倉管内)	54	18.46	(鎌倉管内)	25	8.24	(鎌倉管内)	14	4.62	(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	52	15.47	(小田原管内)	33	9.81	(小田原管内)	17	6.54	(小田原管内)	55	16.36	(小田原管内)	53	15.77	(小田原管内)	38	11.30
(厚木管内)	91	10.63	(厚木管内)	164	19.16	(厚木管内)	140	18.23	(厚木管内)	141	16.48	(厚木管内)	113	13.20	(厚木管内)	118	13.79
県合計	1,068	11.59	県合計	1,545	16.76	県合計	1,569	16.80	県合計	1,773	19.24	県合計	1,196	12.98	県合計	1,379	14.96

# 県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

市町村	保健所	人口 (10万人人)	6/23-6/29		6/30-7/6		傾向	市町村
			新規 報告	人口10万 人当たり	新規 報告	人口10万 人当たり		
横浜市	横浜市	37.58	606	16.13	611	16.26	→	横浜市
川崎市	川崎市	15.40	236	15.33	285	18.51	↗	川崎市
相模原市	相模原市	7.23	85	11.76	106	14.66	↗	相模原市
横須賀市	横須賀市	3.90	56	14.35	67	17.17	↗	横須賀市
藤沢市	藤沢市	4.37	41	9.39	41	9.39	→	藤沢市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	2.42	11	4.54	10	4.13	→	茅ヶ崎市
寒川町		0.49	4	8.24	5	10.30	↗	寒川町
平塚市	平塚	2.58	27	10.48	24	9.31	→	平塚市
二宮町		0.28	2	7.26	1	3.63	↘	二宮町
大磯町		0.31	1	3.21	0	0.00	→	大磯町
秦野市	秦野	1.64	13	7.91	33	20.09	↑	秦野市
伊勢原市		1.02	2	1.96	15	14.69	↑	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	8	4.63	13	7.52	↗	鎌倉市
逗子市		0.57	6	10.53	6	10.53	→	逗子市
葉山町		0.32	3	9.51	3	9.51	→	葉山町
三浦市	三崎	0.42	1	2.39	3	7.18	↗	三浦市
小田原市	小田原	1.89	32	16.93	25	13.22	↘	小田原市
箱根町		0.11	1	9.15	0	0.00	↓	箱根町
湯河原町		0.23	3	12.78	0	0.00	↓	湯河原町
真鶴町		0.07	0	0.00	1	14.87	↑	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	2	4.85	7	16.97	↑	南足柄市
山北町		0.10	0	0.00	0	0.00	→	山北町
中井町		0.09	0	0.00	0	0.00	→	中井町
大井町		0.17	6	35.17	0	0.00	→	大井町
松田町		0.11	0	0.00	0	0.00	→	松田町
開成町		0.18	0	0.00	5	27.47	↑	開成町
厚木市	厚木	2.24	54	24.13	39	17.43	↓	厚木市
海老名市		1.36	10	7.38	17	12.54	↑	海老名市
座間市		1.31	18	13.77	24	18.36	↑	座間市
愛川町		0.39	9	22.92	10	25.47	↗	愛川町
清川村		0.03	0	0.00	0	0.00	→	清川村
大和市	大和	2.39	29	12.13	24	10.04	↘	大和市
綾瀬市		0.84	10	11.87	4	4.75	↓	綾瀬市

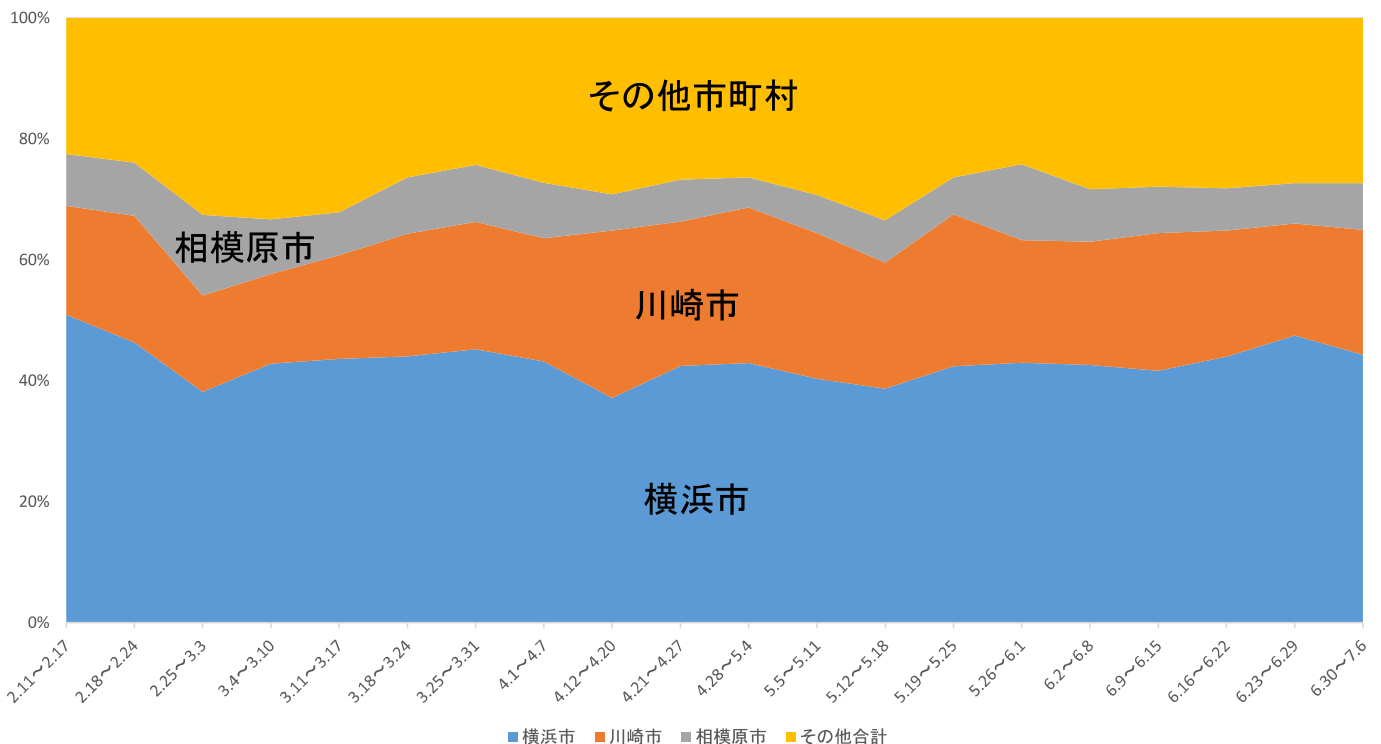


25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人~25人 (ステージⅢ)	赤	
10人~15人 (ステージⅡ)	黄	

## 県内新規感染者の居住市町村別の割合①

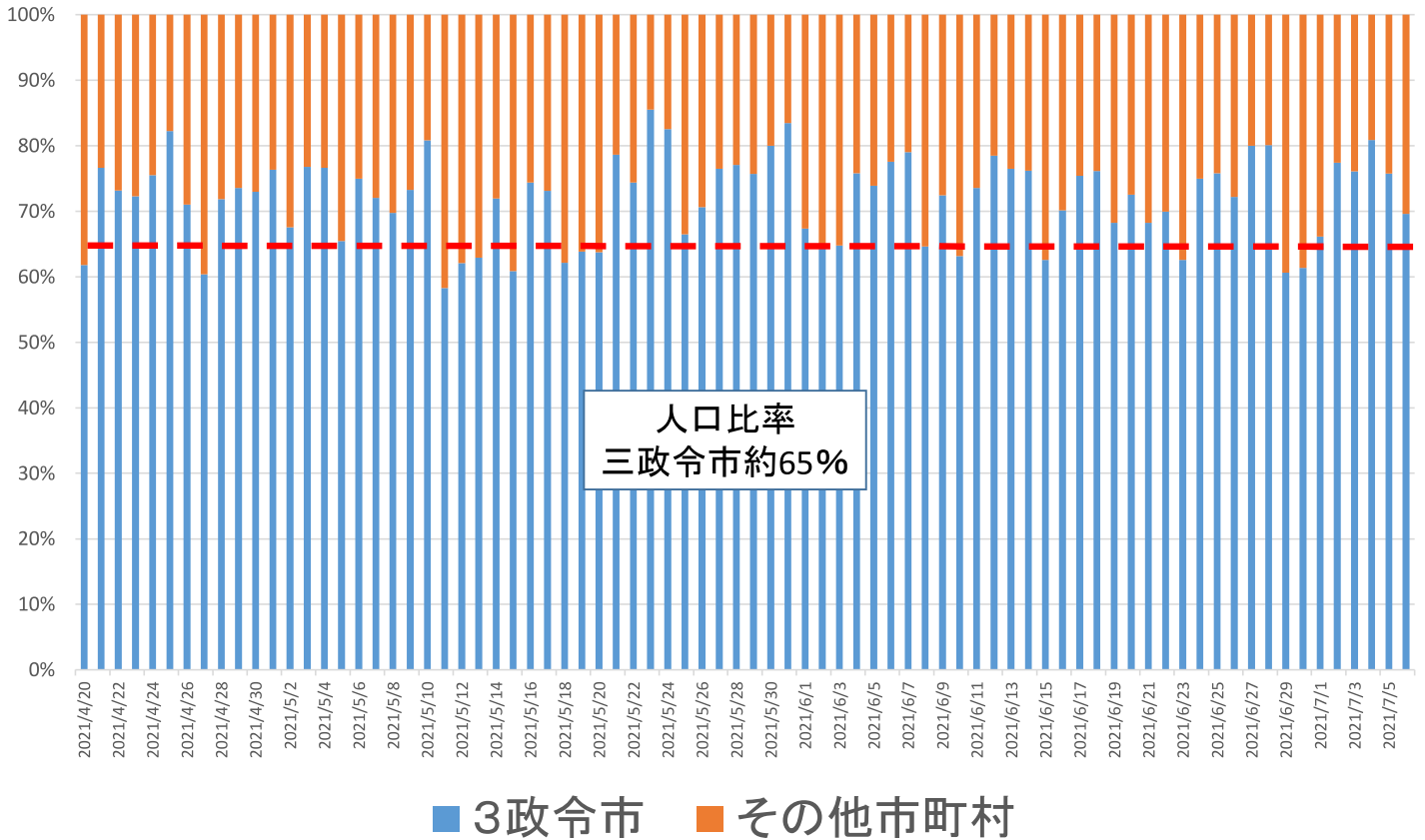
半年を通じて、県内の新規感染者のうち、3政令市が7割を占めている。

- ・ 横浜市は概ね4割前後で推移
- ・ 川崎市は概ね2割前後で推移
- ・ 相模原市は概ね1割前後で推移



## 県内新規感染者の居住市町村別の割合②

令和3年4月20日以降の3政令市とその他市町村の新規感染者数の割合



## 措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数①

	4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)		4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)
横浜市	6,805	16.46	小田原市	313	15.05
川崎市	3,562	21.03	箱根町	20	16.64
相模原市	1,171	14.72	湯河原町	24	9.29
横須賀市	563	13.11	真鶴町	3	4.06
藤沢市	518	10.78	南足柄市	43	9.47
茅ヶ崎市	231	8.67	山北町	4	3.82
寒川町	51	9.55	中井町	5	4.90
平塚市	394	13.90	大井町	30	15.98
二宮町	22	7.26	松田町	7	5.96
大磯町	24	7.01	開成町	26	12.98
秦野市	199	11.01	厚木市	513	20.84
伊勢原市	163	14.52	海老名市	255	17.10
鎌倉市	192	10.09	座間市	197	13.70
逗子市	52	8.29	愛川町	69	15.98
葉山町	32	9.22	清川村	3	8.96
三浦市	42	9.13	大和市	335	12.73
			綾瀬市	146	15.75



## 措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数②

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36
愛川町	7.64	7.64	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75

## 措置区域設定の考え方

### 【考え方】

- 措置の延長期間が長期間になることを見据え、重点措置期間全体を通じた感染状況、直近の状況などを総合的に評価、判断する。
- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 人口規模が少ない市町村は、少数の感染者数でも変動が大きいことなどから、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。



これまでの措置期間を通じた平均で、政令市以外の一定の人口規模を有する市町村のうち、ステージⅢ以上は、小田原市、厚木市、海老名市、綾瀬市。(P6)  
このうち、小田原市、海老名市、綾瀬市は変動が大きく、直近は比較的落ち着いている。(P7)

政令市(横浜市、川崎市、相模原市)は措置区域継続  
措置期間のすべての週でステージⅢ以上にある厚木市を措置区域とする。

※感染状況に大きな変化があれば措置区域見直しなどを検討

## 横浜市、川崎市、相模原市、厚木市



# 措置内容について

## 酒類提供に係る要請事項

国の対処方針の変更で、酒類は原則、提供停止。  
酒類提供停止を解除した6月21日以降、感染者数は増加傾向であり、本県が独自に設定したブレーキ措置の基準(週平均1日230人)を超えたため、措置区域内は、原則、酒類提供停止を要請する。

- 7月12日以降、措置区域内は、原則、酒類提供停止を要請する。
- ただし、県の認証を受けた「マスク飲食実施店」又は、7月11日までにマスク飲食実施店の認証申請を行った店舗は要請の対象外とし、現在の条件※で酒類提供を可能とする。  
※「11時から19時まで」、「滞在時間90分以内」、「1組4人以内、又は同居家族」
- なお、7月31日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日以降、現在の条件で酒類の提供を可能とする。
- 申請後の現地確認等で「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていないことが判明した場合は、酒類の提供停止を要請するとともに、条件を満たしていなかった期間の協力金を交付しない。

## 事業者への要請(飲食店等)

措置区域	その他区域
<p>○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時間】5時から20時まで 原則、酒類の終日提供停止(酒の持込み含む) ただし、「マスク飲食実施店」、又は7月11日までに認証申請を行った店舗を除く (7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行えなかった店舗で、7月31日までの間に、認証申請を行った場合には、その認証申請を行った翌日以降、酒類の提供を可能とする。)</p> <p>【マスク飲食実施店が酒類提供する際の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類の提供時間を11時から19時まで</li> <li>・ 酒類提供店の滞在時間(90分以内)、</li> <li>・ 人数(1組4人以内、同居家族)</li> </ul>	<p>○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで</p> <p>【酒類提供店の滞在時間(90分以内)、人数(1組4人以内、同居家族) 感染防止対策の基本4項目の遵守※】</p>
<p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置※</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※</li> <li>・ 施設の換気※</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※</li> <li>・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> </ul>	<p>○まん延防止等の措置(法第24条第9項)</p> <p>同左</p>
<p>○必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li> <li>・ 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li> <li>・ 命令のための立入検査等(法第72条)</li> <li>・ 命令違反等に対する過料(法第80条)</li> </ul>	
<p>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	

# 大規模集客施設への要請

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) <b>5時から21時までの営業時間短縮要請</b> 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) <b>5時から20時までの営業時間短縮要請</b> 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) <b>5時から20時までの営業時間短縮要請</b> 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) <b>5時から20時までの営業時間短縮要請※</b> 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の 実施等を要請	
葬祭場	<b>酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</b>	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	<b>酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</b>	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

措置区域	その他区域
<p>○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</p> <p>○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ</p> <p>○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ</p> <p>○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。</p> <p>○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
<p>○ 収容人数等の要請(法24条第9項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <th rowspan="3">5,000人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     ・クラシックコンサート                      ・演劇、寄席、古典芸能等                      (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)                      ・展示会 等                 </td> <td>                     ・ロック、ポップコンサート                      ・スポーツイベント 等                 </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。</p>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
<p>○ 営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで  <b>飲食を伴うテナントは、5時から19時まで</b></p>	<p>○ 営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで                      飲食を伴うテナントは、5時から20時まで</p>										
<p>○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</p> <p>○ イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p> <p>○ 入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>											

Kanagawa Prefectural Government

# 県民への要請

## 県内全域(措置区域+その他区域)

### ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

### ○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

### ○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

### ○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

### ○ 東京2020大会は、おうちでおひとりおひとり熱い声援の要請

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

Kanagawa Prefectural Government

		まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域		横浜市、川崎市、相模原市、厚木市	左記以外の県域
要請対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の 交付要件 (7/12~8/22の 42日間)	営業時間	・営業時間は5時から20時まで	・営業時間は5時から21時まで
	酒類の 提供	<p>・<b>7月12日以降、酒類の提供を終日停止（酒類の店内持込を含む）。</b></p> <p>・<b>ただし、7月11日までに、すでに「マスク飲食実施店」の認証を受けている店舗又は認証の申請を行った店舗については、次の条件を満たした場合に限り、酒類の提供を11時から19時まで可能とする。</b></p> <p><b>【条件】</b></p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理</p> <p>②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る</p> <p>③「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていること。</p> <p><b>（注）上記①及び②は、酒類を提供する客に限る</b></p> <p>・<b>なお、7月31日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日以降、上記の条件で酒類の提供を可能とする。</b></p> <p>・<b>申請後の現地確認等で「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていないことが判明した場合は、酒類の提供停止を要請するとともに、条件を満たしていなかった期間の協力金を交付しない。</b></p>	<p>・酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。</p> <p><b>【条件】</b></p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理</p> <p>②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る</p> <p>③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 ⇒ 取組書への明示</p> <p><b>（注）上記①及び②は、酒類を提供する客に限る</b></p>
	その他の 交付要件	<p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止</p> <p>○感染防止対策取組書の掲示      ○マスク飲食の推奨</p>	
想定対象店舗数	約26,000店舗	約14,000店舗	
予算額	協力金 552億5,520万円 …①	協力金 249億9,000万円…②	
協力金の算定方法	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>	

合計 ①+②+事務費7億7,579万円=810億2,099万円

## 大規模施設等に対する協力金（第4弾）について

「まん延防止等重点措置区域」の4市において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	<p><b>ア 自己利用部分</b> 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>120億1,200万円</b></p> <p><b>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合）</b> 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>4,777万円</b></p>	<p><b>ア テナント・出店者への協力金</b> 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>4億7,775万円</b></p> <p><b>イ 映画館への加算分</b> 「常設スクリーン数×2万円/日」 <b>2,352万円</b> × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」</p>
予算額	120億5,977万円 …①	5億127万円 …②

合計 ① + ② + 事務費 1億6,400万円 = 127億2,504万円